

特集

「若い世代(20歳代)の声から見えてくるジェンダー平等の今」 ～埼玉県意識・実態調査から考えるこれからの男女共同参画～

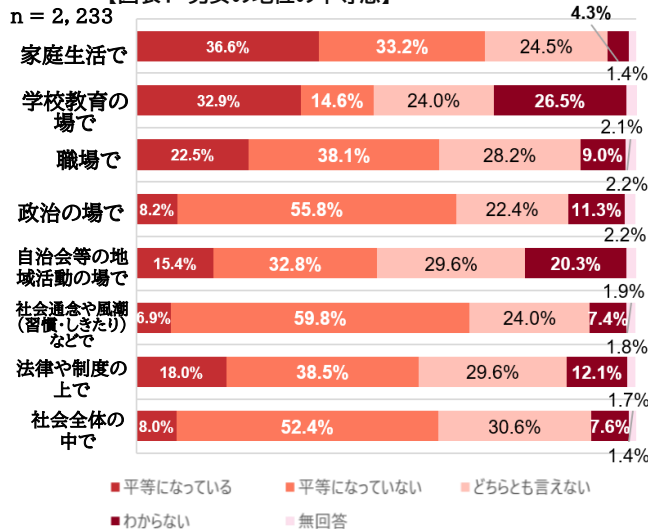
埼玉県では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成12年に全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。その後も基本計画の策定や見直しを重ねながら、25年にわたり様々な取組を進めてきました。こうした長年の取組を経て、県民の意識や価値観はどのようになっているのでしょうか。令和7年9月に実施した「男女共同参画に関する意識・実態調査」の結果から見えてくる若い世代(20歳代)の意識をまとめました。

若い世代(20歳代)に見る平等感

「令和7年度男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」(令和8年1月)において、男女の地位の平等感を分野別に聞いたところ、「政治」「社会通念や風潮」「社会全体」の分野で不平等感が高くなっています。比較的平等感が高い分野である「家庭生活」「学校教育の場」でも「平等になっている」と感じる人は36.6%、32.9%にとどまり、依然として男女平等が十分に実現していないと感じる人が多いことがわかります。また、女性よりも男性の方が全ての分野で「平等になっている」と感じています。(図表1・図表1-2)

20歳代に注目してみると、「家庭生活」「学校教育」「職場」では、全世代よりも「平等になっている」と感じる人が多くなっています。一方で、「政治」「地域活動の場」「社会通念や風潮」「社会全体」の分野で、女性は男性に比べて「平等になっている」と感じている割合がかなり低くなっています。20歳代の女性が地域や社会で活躍する際に依然として壁を感じる人が多いことがわかります。また、20歳代の男性は、「家庭生活」「職場」に比べると「社会全体」は、平等になっていないと感じる人が多いこともわかります。(図表1-3)

【図表1 男女の地位の平等感】



【図表1-2 全体の性別】

n = 女性1,215 男性948

	平等になっている		平等になっていない		どちらとも言えない		わからない	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
家庭生活で	29.5%	46.7%	40.6%	23.6%	24.6%	23.8%	3.7%	4.7%
学校教育の場で	28.1%	40.2%	15.3%	12.8%	27.3%	19.8%	27.1%	25.4%
職場で	17.9%	28.9%	39.2%	36.6%	29.9%	26.2%	10.8%	6.4%
政治の場で	3.5%	14.5%	62.9%	47.2%	19.4%	26.8%	11.8%	10.1%
地域活動の場で	9.4%	23.3%	35.9%	29.1%	30.9%	28.3%	21.6%	18.0%
社会通念や風潮などで	3.5%	11.6%	63.8%	54.9%	23.0%	25.6%	7.8%	6.5%
法律や制度の上で	10.2%	28.7%	43.5%	31.6%	31.0%	28.4%	13.3%	10.0%
社会全体の中で	3.7%	13.6%	56.3%	47.7%	30.5%	31.0%	7.7%	6.9%

【図表1-3 20歳代の性別】

n = 女性67 男性32

	平等になっている		平等になっていない		どちらとも言えない		わからない	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
家庭生活で	49.3%	62.5%	20.9%	9.4%	23.9%	25.0%	6.0%	3.1%
学校教育の場で	41.8%	53.1%	14.9%	15.6%	25.4%	21.9%	17.9%	9.4%
職場で	35.8%	43.8%	31.3%	25.0%	25.4%	28.1%	7.5%	3.1%
政治の場で	3.0%	21.9%	65.7%	50.0%	14.9%	18.8%	14.9%	9.4%
地域活動の場で	9.0%	28.1%	17.9%	25.0%	20.9%	15.6%	52.2%	31.3%
社会通念や風潮などで	3.0%	21.9%	65.7%	56.3%	22.4%	18.8%	9.0%	3.1%
法律や制度の上で	13.4%	31.3%	34.3%	50.0%	37.3%	12.5%	14.9%	6.3%
社会全体の中で	3.0%	21.9%	56.7%	46.9%	34.3%	21.9%	6.0%	9.4%

※全体の男女の「無回答」は、記載をしていない。
20歳代の男女の「無回答」は政治の場での女性の回答のみ1.5%であり、他はすべて0%

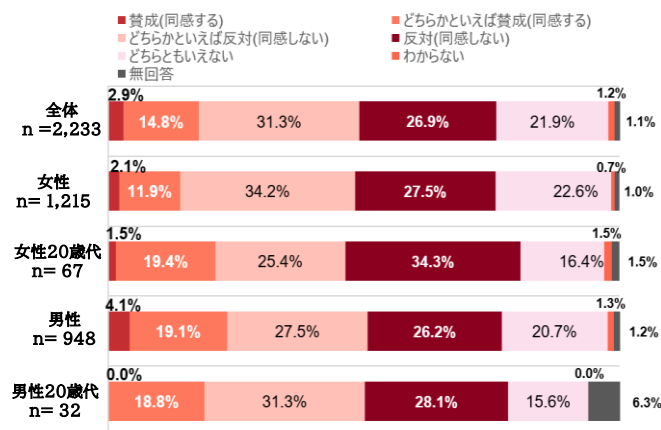
性別役割分担意識

「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、全体でみると「賛成(同感する)」(2.9%)と「どちらかといえば賛成(同感する)」(14.8%)を合わせた《同感する(合計)》は17.7%でした。また、「反対(同感しない)」(26.9%)と「どちらかといえば反対(同感しない)」(31.3%)を合わせた《同感しない(合計)》は58.1%(*)となっています。

性別でみると、《同感する(合計)》は女性(14.0%)、男性(23.2%)と、男性が女性を9.2ポイント上回っています。《同感しない(合計)》は女性(61.7%)、男性(53.7%)と、女性が男性を8.0ポイント上回っています。

20歳代をみると、《同感しない(合計)》と回答した割合が女性59.7%、男性59.4%と高く、男女ともに仕事と家庭の両方に関わることが望ましいと考える人が多くなっています。女性の同感しない理由としては「少子高齢化により労働力が減少し、女性も仕事をする必要があると思うから」を理由に挙げた割合が全体に比較しても高くなっています。一方、20歳代の女性は、《同感する(合計)》が20.9%と全世代の女性の14.0%と比較すると6.9ポイント高くなっており、その理由として「こどもの成長にとって良いと思うから」が最も多く挙げられました。なお、20歳代男性の18.8%と比べても2.1ポイント高くなっています。(図表2)

【図表2 性別役割分担意識】



「男らしさ」がもたらす生きづらさ

今回の調査では、男性の負担感や生きづらさに関連する質問が新たに加われました。まず、「男性らしさ」「女性らしさ」によって負担感や生きづらさが「ある」と回答した人は31.8%でした。特に20歳代では、女性56.7%、男性37.5%が「ある」と回答しており、性別による固定観念に違和感を抱く傾向がみられます。（図表3）

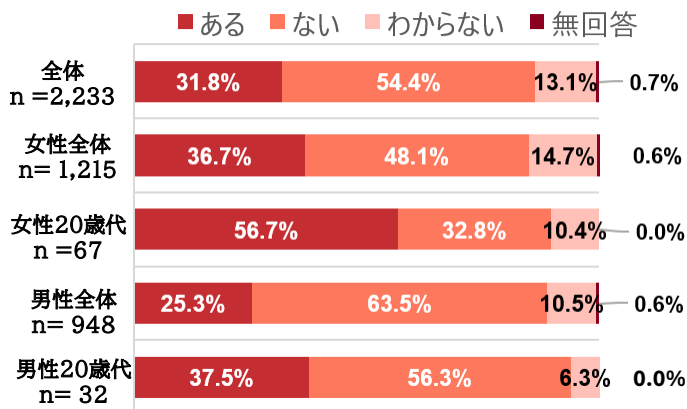
また、「男性であるがゆえに生じる、男性特有の負担感や生きづらさはどれが強く存在するか」を聞いたところ、「家族を養う経済力を求められる」が68.8%で最も高く、次いで「『家』を背負っていかなければならない」という意識、責任感を求められる」48.9%、「家事・介護・育児等より仕事を優先するべきだと求められる」31.5%となっています。男性には今なお、家計

や家族を経済的に支える役割への期待があり、負担や生きづらさにつながっていることがわかります。20歳代男性では、「弱音を吐いたり、悩みを打ち明けるのは恥ずかしい」という考え方が存在する」と回答した方が37.5%と男性全体の24.5%と比べると高くなっています。

さらに、「男性特有の負担感や生きづらさが強く現れていると思う場面」の質問では、男性の59.2%が「職場において」と最も多くの割合で回答しています。20歳代男性では「親族関係」「地域」「学校」においてなど身近な場面で他の世代より負担感や生きづらさを多く感じています。

調査結果からは、固定的な性別役割分担意識は女性だけでなく男性にも生きづらさをもたらしていることがわかります。

【図表3 「男性らしさ」「女性らしさ」によって負担感や生きづらさを感じたことの有無】



誰もが自分らしい生き方を選べる社会へ

「男女共同参画社会実現のために必要なこと」の質問では、全体では「男性も女性もお互いをパートナーとして理解し、協力すること」が24.9%で最も高くなりました。20歳代でも女性35.8%、男性31.3%がこの項目を選び、対等な関係の重要性が他の世代に比べ、若い世代に浸透していることがうかがえます。また、20歳代女性では「就労の場で性別による待遇差をなくすこと」、20歳代男性では「仕事と家庭の両立を支えるサービスの充実」や「男女ともに能力を高めること」を重視する傾向がみられました。20歳代は、性別にかかわらず力を発揮しながら仕事と家庭を両立する社会を望んでいる方が多くいることがわかります。

一方で、「男らしさ」「女らしさ」に生きづらさを感じている20歳代が多くなっており、社会や家庭には固定的な性別役割分担意識が存在していることがわかります。平等意識を社会全体に定着させるためには、制度の整備に加え、家庭・地域・学校・職場が連携し、一人ひとりが性別にとらわれず自分らしい生き方を選べる環境づくりを進めていくことが重要です。

埼玉県男女共同参画推進センターでは、一人ひとりの価値観や選択が尊重される社会の実現に向け、県の施策を地域に根差した形で実践する拠点として、多様な主体をつなぎ、誰もが自分らしく生きられる社会づくりに取り組んでまいります。

※【図表1～3は、埼玉県 令和7年度 男女共同参画に関する意識・実態調査報告書（令和8年1月）データにより作成】

調査の概要の説明（詳細はHPをご覧ください）

調査対象	埼玉県在住の満18歳以上の男女
調査期間	令和7年9月1日（月）～9月30日（火）
調査結果の数値	回答率（%）で表記
有効回答数	2,233人 （女性 1,215人、男性 948人、回答しない 41人、性別無回答 29人）
回答者の数	「n = 」と表記
その他	グラフや表のタイトルは報告書の表現としているが一部省略 小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しているため、合計が合わないことがある（＊）



報告書HP

男女共同参画社会基本法改正により男女共同参画センターが法定化

男女共同参画社会とは、誰もが性別にかかわらず、社会の対等な一員として、自らの意思でさまざまな活動に参加できる社会です。男女共同参画基本法の施行から25年以上が経過し、少しずつ前進してきましたが今後も着実に進めていくことが大切です。

令和7年6月に男女共同参画社会基本法が改正されました。改正後の同法第18条では男女共同参画センターが、人や団

体をつなぎ、協力の輪を広げる重要な拠点として法律に位置づけられました。

あわせて、地方公共団体には、その役割を担う体制整備に努めることが求められています。

今回の見直しは、地域のジェンダーギャップの解消に向けて各地域のセンターを強化していく方向を示すものであり、大きな意義があります。